

令和8年度しまなみ広域サイクルツーリズム圏域形成促進事業委託業務仕様書

1 事業目的

しまなみ海道は、これまで約10年に渡る官民挙げてのサイクリングを核とした取組みにより、国内外から年間約33万人ものサイクリストが訪れる「サイクリストの聖地」へと成長を遂げたが、その多くが尾道市を起点に広島県側のみを走行しているものと推定されるほか、本県側アクセスは、JRを除くと「松山空港、松山観光港、東予港」などの交通結節点が起点となるが、それぞれ50km程度の距離があるため、アクセス者は少数に止まっている。もとより、サイクリストの大半は宿泊を伴わない「通過型」であり、飲食以外の消費が少ないことも相まって、本県側陸地部への経済効果は僅かとなっている。

この現状を打破し、広島県側のみを走行するサイクリストを本県側陸地部に引き込むため、しまなみ海道から交通結節点を有する松山市及び西条市まで(しまなみ+本県陸地部)の、エリア内に、「広域サイクルツーリズム圏域」を形成し、サイクリングを切り口として、本県側の豊かな自然を生かした多彩な体験型コンテンツや温泉・宿泊施設等との更なる連携による仕掛けづくり等を行いながら数日掛けて周遊する新たな自転車旅の提唱と普及・定着を図り、「通過型」から「滞在型」観光への転換を促進することで、同エリアを「認知の確立」から「実需の創出」ステージへと飛躍させる。

更には、愛媛県では、自転車は単なる移動手段ではなく、健康・生きがい・友情をもたらす「自転車新文化」を推進した結果、2027年5月に日本で初めて、欧州サイクリスト連盟主催・世界最大級の自転車国際会議「Velo-city」を開催することが決定した。今後、同会議の開催を契機に、欧州からのサイクリストの来訪が多数見込まれることから、本事業では、松山市・今治市・西条市・上島町を周遊するサイクルツーリズムの旅行商品造成に積極的に取組み、欧州地域での認知度を高めることで、欧州からの誘客促進を図る。

2 事業期間

契約の日から令和9年2月末まで

3 委託業務

「しまなみ広域サイクルツーリズム圏域」の形成等に向けて、下記について取り組むこと。世界最大級・日本初開催の自転車国際会議「Velo-city 2027 Ehime」を契機に世界のサイクリストから注目が集まる愛媛県サイクリング観光の新たな「周遊ゴールドルート」を確立すること。

なお、下記の取組みを効果的に組み合わせる実施し、最大限の事業効果となる運営体制を構築すること。

(1) 欧州サイクリスト誘客促進に向けた旅行商品の造成・販売・催行

欧州からのサイクリスト誘客を促進するため、サイクリングと体験型コンテンツ等を組み合わせた旅行商品造成に取り組み、販売体制を構築および販売の上、旅行商品を催行をすること。

① 旅行商品の造成

- ・欧州の主な対象国は、イギリス、フランス、ドイツとすること。
- ・欧州サイクリストの嗜好（出発地に戻らず別の目的地へ向かうワンウェイスタイルやコト消費・体験を重視するなど）を踏まえたしまなみ海道および周辺各4市町（今治市、松山市、西条市、上島町）が有する地域の独自性を生かした観光資源を巡る特別なサイクリングツアーの旅行商品を企画・開発し、新規に造成すること。
- ・造成する旅行商品には、「しまなみ海道」をフックに、周辺4市町を周遊するサイクリ

ング観光の新たな「サイクリングパラダイスを巡るサイクリングツアー」および「しまなみ海道+One サイクリングツアー」を含み、4つ以上の旅行商品を造成すること。

- ・「サイクリングパラダイスを巡るサイクリングツアー」は、しまなみ海道（今治市）および3市町（松山市、西条市、上島町）すべてを巡るサイクリングツアー行程とし、ゆめしま海道、UF0ライン、重信川サイクリングロードでのサイクリングを含み、GSEの多彩な地域資源を最大限に活用した観光・体験プログラムを組み込むこと。

宿泊数：4市町に6泊程度以上

（すべての4市町に1泊以上の滞在を必須とすること。）

走行距離：1日約50～70キロ以上

- ・「しまなみ海道+One サイクリングツアー」は、しまなみ海道（今治市）および3市町（松山市、西条市、上島町）のいずれかをそれぞれ巡るサイクリングツアー行程で、ゆめしま海道、UF0ライン、重信川サイクリングロードでのサイクリングを含む3つ以上のツアーとし、GSEの多彩な地域資源を最大限に活用した観光・体験プログラムを組み込むとともに、短期滞在者やFIT旅行者向けとして造成すること。しまなみ海道と松山市、しまなみ海道と西条市、しまなみ海道と上島町の組み合わせは必須とすること。

1ツアーあたりの宿泊数：しまなみ海道、および3市町のいずれかに3泊程度以上

走行距離：1日約30キロ以上

- ・サポートカー、荷物輸送、補給体制を整備し、サイクリングガイド（原則、英語、フランス語、ドイツ語対応可。）が同行する旅行商品とすること。（原則、FIT旅行者等向けは、対応の必要はない。）
- ・旅行商品は、4市町（今治市、松山市、西条市、上島町）のサイクリングコースでのサイクリングを中心に、アウトドアコンテンツや欧州旅行者に好まれるような文化体験を組み合わせること。サイクリングを切り口としたコンセプトであることが必要不可欠であるほか、その他コンテンツについては、どのような観点で選択しているかなど、ストーリー性を持たせた内容とすること。
- ・旅行商品のサイクリングコースの選定にあたっては、地元のサイクリングガイド等のサイクリングコースに知見のある専門家から意見を聴取してコースの設定及びツアー行程を検討すること。コースの試走等の調査にかかる費用（旅費を含む。）は、行程や情報発信方法の改善を目的とした効果測定等に必要な調査に限り、経費の対象とする。
- ・旅行商品造成にあたっては、造成する旅行商品のコンテンツの検証や改善を目的として、一般モニター（欧州サイクリスト（居住場所は問わない。））3名以上の参加によるモニターツアーを実施すること。モニターツアー内の交通費、宿泊費、飲食費は経費の対象とするが、参加者の自宅から集合場所までの交通費は対象外とする。
- ・旅行商品の造成およびモニターツアーの実施は、2026年7月末までの完了を目指すこと。

② 旅行商品の販売

- ・造成した旅行商品の観光コンテンツタリフ及びOTA向け掲載情報票を作成すること。観光コンテンツタリフには、造成した旅行商品に関する企画内容や設定期間、販売価格、最少催行人員、販売手数料等を記載し、観光コンテンツタリフの様式及びOTA向け掲載情報票は、当協議会指定のものを使用すること。
- ・販売価格は、提案するものとし、当協議会と協議の上、最終決定すること。本事業終了後においても継続して旅行商品の販売を見込むことのできる適正な販売価格を設定

すること。

- ・OTA 成果課金手数料は経費の対象外とすること。
- ・造成した旅行商品の販売を想定した運営体制および販路基盤を整備の上、販売することを必須とし、販売経路に乗せ、当該旅行商品を購入できる状態とすること。
- ・SNS 等を活用してデジタル上へ造成した旅行商品について情報を掲載すること。
- ・販売にあたっては、サイクルツーリズムおよびアドベンチャーツーリズムに実績があり、かつターゲット市場のエージェントに直接アプローチできるパートナーと提携し、ニッチな層へのリーチを高めること。
- ・造成した旅行商品は、2026 年 8 月から販売開始を目指すこと。
- ・販売終了後に、販売実績報告書を作成すること。

③ 旅行商品の催行

- ・造成した旅行商品は、申込に応じて催行すること。
- ・旅行商品催行に係る一切の経費は、経費の対象外とすること。

(2) 欧州サイクリスト誘客促進に向けた旅行商品に係る情報発信及びファミトリップ

① 情報発信

- ・旅行商品造成時に実施するモニターツアーに撮影スタッフを同行させ、ツアーの様子を写真・動画で記録し、旅行商品の販売拡大及び認知向上を目的に素材（写真およびプロモーション動画）を作成すること。
- ・プロモーション動画は、以下の 2 種類を製作すること。それぞれ動画の尺や本数は、プロモーション効果が向上するよう提案すること。
 - フルバージョン・・・5分程度のものを1本以上
 - SNS 配信等を想定したショートバージョン1本以上
- ・撮影した写真や製作した動画を活用して、欧州サイクリストをターゲットに、各種観光情報サイト、国内外の旅行会社への情報提供、SNS 広告等、サイクリング専門メディア媒体や SNS 等を通して情報発信を行い、旅行商品のブランド価値向上および集客を図ること。
- ・情報発信については、造成した旅行商品の販売期間中に実施すること。

② ファムトリップの実施

- ・旅行商品の販売にあたっては、販路拡大および情報発信を目的とした、発信力のある欧州サイクリングメディア及びインフルエンサーを 3 名以上招聘し、ファミトリップを実施すること。ファミトリップ実施のためにかかる招聘には、招聘にかかる旅費（普通の座席クラス（エコノミークラス）及び県内での滞在費を含むことができる）。
- ・ファミトリップには、造成した旅行商品のターゲットである欧州市場向けに、メディア媒体や SNS 等を通じた参加者による情報発信を参加条件として招聘し、欧州サイクリングメディアやインフルエンサーによるリアルな体験発信を通じて、旅行商品の信頼性および興味喚起を獲得すること。
- ・ファミトリップは、造成した旅行商品の販売期間中に実施すること。

4 経費の内訳

運営業務に係る一切の収支を計上すること。

5 成果品の提出

受託者は委託業務終了後、下記により速やかに業務実施報告書(様式任意)を提出すること。

と。同報告書には、しまなみ広域サイクルツーリズム圏域形成促進事業を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

○作成部数 紙媒体1部及びデータ

○提出先 グレーターしまなみ・えひめ推進協議会
(事務局：愛媛県自転車新文化推進課)

6 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、委託者に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、委託者が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。

②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、委託者と受託者で協議のうえ処理することとする。

7 その他留意事項

(1) 委託事業の実施にあたっては、道路交通法の基準に適合する車両の使用、同法を遵守した素材(写真、動画など)の制作など、交通ルールやマナーに違反することがないように注意すること。特に、電動アシスト自転車(E-BIKEなど)を使用する場合は、公益財団法人日本交通管理技術協会において電動アシスト自転車型式認定を受けた製品を使用するなど、電動アシスト自転車に対する規制に留意すること。

(2) 事業の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、委託者との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。特に、交通法規に関わる内容(例：制作する動画の交通違反の有無)は、法令を確認するとともに必要に応じて委託者と協議しながら慎重に進めること。

(3) ホームページ及びSNS等の画面は、アクセシビリティ及びユーザビリティに配慮すること。

(4) ホームページ及びSNS等の作成にあたっては、委託者と十分協議のうえ、作業を進めることとする。

(5) 受託者は、作成したホームページ及びSNS等により利用者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(6) 本業務は、別記1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」及び別記2「令和8年度しまなみ広域サイクルツーリズム圏域形成促進事業に係るホームページ等システム管理基準」に基づき実施すること。

(7) 業務実施のための個人情報の取扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(8) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ委託者と協議のうえ処理するものとする。